

鹿足郡事務組合電気通信設備維持管理基本計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

平成 15 年に旧日原町営として旧日原町エリアで石見地方最初のケーブル局として開局した。平成 17 年に旧津和野町エリアで供用開始し、同年の町村合併により新津和野町営として運営を開始。平成 23 年の吉賀町でのケーブルテレビ共用開始に伴い、津和野町設備と一体的な管理運営を目的として、現在の鹿足郡事務組合（以下、組合という。）による運営となった。平成 29 年からは津和野町内の HFC 方式の伝送路及び伝送設備を FTTH 方式に更新。令和 3 年に全ての工事が完了した。

前途のとおり、これまでエリア拡張や設備の一部更新等を行ってきたが、人口減少に伴う加入者の減少は顕著なものがあり、今後将来にわたってどのように設備の維持管理を行なっていくのか等の基本的な計画を策定し、効率的な運営と安定的なケーブルテレビサービスの提供を行うことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

鹿足郡事務組合電気通信設備維持管理基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「鹿足郡事務組合電気通信設備維持管理基本計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 12 月 27 日（金）まで

(4) 業務費上限額

23,100,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出日において、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 津和野町の入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント）に登録されていること。
- (3) 組合又は津和野町から指名停止処分を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに完了した業務）において、電気通信設備（ケーブルテレビ関係に限る）の基本設計・計画策定等の業務の履行実績があること。

4. 実施スケジュール予定

手続き等	期間等
1. 公告	令和 6 年 4 月 8 日（月）
2. 質問の受付	令和 6 年 4 月 15 日（月）正午まで
3. 質問の回答	令和 6 年 4 月 18 日（木）
4. 参加表明書等提出期限	令和 6 年 4 月 22 日（月）正午まで
5. 企画提案書等提出期限	令和 6 年 5 月 10 日（金）正午まで
6. 提案内容の審査（予定）日	令和 6 年 5 月中旬を予定
7. 審査結果通知	令和 6 年 5 月中旬を予定
8. 契約締結	令和 6 年 5 月下旬を予定

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第 7 号）
- (2) 提出期限 令和 6 年 4 月 15 日（月）正午まで
- (3) 提出方法 電子メール
件名を「鹿足郡事務組合電気通信設備維持管理基本計画策定業務に係る質問」としてください。なお、電話及び口頭による質問には回答しません。
- (4) 回答方法 サンネットにちはらのホームページで公表します。
- (5) 提出先 鹿足郡事務組合サンネットにちはら
メール：snn@sun-net.jp

6. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要書（様式第3号）
- ④ 実績調書（様式第4号）
- ⑤ 業務実施及び連絡体制表（任意様式）

本業務を実施するに当たり、管理技術者及び主任担当者を必ず明記し、本業務に携わる全ての者の過去5年間の関連業務実績及び保有資格等を記載してください。

(2) 提出期限 令和6年4月22日（月）正午まで

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）とします。ただし、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付してください。

(4) 提出先 〒699-5216
島根県鹿足郡津和野町池村 1997-1
鹿足郡事務組合サンネットにちはら

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式第5号）
- ② 企画提案書（任意様式）
 - ア. 企画提案書
 - イ. 業務実施スケジュール

(a) 企画提案書の様式は原則としてA4判用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上としてください。必要に応じて、A4判横、A3判横の使用を認めます。A3判の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにしてください。

(b) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ってください。なお、企画提案書は両面で20枚以内（企画提案書表紙を除く。）としてください。

(c) 使用言語は日本語とします。ただし、専門用語は除きます。

(d) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかり

やすい記載を心がけてください。なお、企画提案書の記載内容は、「仕様書 4. 業務内容」の順に記載してください。

③ 見積書（任意様式）

※「仕様書 4. 業務内容」に基づいて内訳が分かるように作成してください。

- (2) 提出期限 令和6年5月10日（金）正午まで
- (3) 提出部数 正本1部、副本6部（①～③の順番にクリップで留めること）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）とします。ただし、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付してください。
- (5) 提出先 〒699-5216
島根県鹿足郡津和野町池村 1997-1
鹿足郡事務組合サンネットにちはら
- (6) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）により届けてください。

8. 契約候補者の選定方法

「鹿足郡事務組合電気通信設備維持管理基本計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定します。

プロポーザルの審査は、別紙「審査基準表」により採点（100点満点）し、合計点数が最高得点を得た者を第1優先契約候補者として選定します。（次点者も決定します。）

なお、最高得点を得た者が2者以上のときは、見積価格の低い者を契約候補者として決定します。

9. プレゼンテーション及び審査の実施

- (1) 審査日 令和6年5月中旬を予定
※実施日時等の詳細は、個別に電子メールにて連絡します。

(2) 審査方法

提案内容については、以下のとおり対面でのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価します。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングについて

- ①プレゼンテーション及びヒアリング時間（予定）
1事業者につき45分（提案30分、質疑応答15分）
- ②提案者出席人数

2名以内とし、業務実施及び連絡体制表（任意様式）に記載する管理技術者、もしくは主任担当者となる方が、必ず1名出席してください。

③提案内容

「8. 企画提案書等の提出（1）提出書類 ② イ. 企画提案書」にある内容のみをプレゼンテーションしてください。

提案内容をパワーポイント等において表現する場合には、P C等は持参してください。プロジェクター及びスクリーンは組合で用意します。

（4）審査結果の公表等

審査結果については、サンネットにちはらホームページにおいて公表します。この場合において参加者の名称については、第1優先契約候補者のみ公表します。

また、審査結果は、後日速やかに参加者全員に文書にて通知します。なお、審査結果や選定内容に対する異義申し立ては一切受け付けません。

10. 応募者の失格事項

本プロポーザルの参加者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とします。

- （1）本要領を遵守しない場合。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合や、重要な事実について記載しなかった場合。
- （3）選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- （4）その他失格事項に相当するものと組合が判断した場合。

11. 契約の締結

- （1）第1優先契約候補者は組合と契約に向けた協議を行い、協議が整い次第、契約を締結します。なお、組合は提案内容を尊重しながら、内容の変更を求めることができるものとします。
- （2）第1優先契約候補者に選定された参加者に次に掲げる事項が生じたときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとします。
 - ①契約の締結を辞退したとき
 - ②契約締結時までに「4. 参加資格」の参加資格要件を欠いていることが判明したとき
 - ③契約締結時までに「10. 応募者の失格事項」の失格事項に該当していることが判明したとき
 - ④契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

- (3) 参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結します。
- (4) 契約の締結については、プロポーザルにより選定された第1優先契約候補者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号により随意契約(契約を締結した事業者を「受託者」という。)を締結します。
なお、契約等に関する事務手続きは、津和野町の条例及び規則等の定めるところによるものとします。
- (5) 契約締結まで発生する契約候補者の費用負担については、組合は一切補償しません。

12. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めません。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、組合が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (3) 提出された書類は、一切返却しません。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とします。
- (5) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。

13. 問い合わせ先

〒699-5216

島根県鹿足郡津和野町池村 1997-1

鹿足郡事務組合サンネットにちはら

担当 ヤマモト

電話番号: 0856-74-2099 (直通)

FAX: 0856-74-2667

メール snn@sun-net.jp